あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るための5カ条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告は義務＝権利です）
2. 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
3. ひとりで抱え込まない（あなたに出来ることから即実行しましょう）
4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

子どもを虐待から守るためには、情報提供（通告）がとても重要です！

「虐待かな…？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあると思われたら、
匿名（とくめい）でかまいません。ためらわずにご連絡を！！

虐待しているか分らないし、私まで何か言われたらどうしよう？

連絡（通告）者は法律で守られます。
あなたが気づき、連絡（通告）することが子どもを虐待から守ることにつながります。
あなたの連絡（通告）が子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

■ 子ども虐待の相談・連絡先

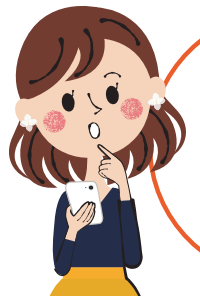

児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

いち はや く
189

お住まいの
地域の児童
相談所に
つながります

比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー　受付時間 8：30～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

門司区	093-332-0115	小倉北区	093-563-0115	小倉南区	093-951-0115
若松区	093-771-0115	八幡東区	093-661-0115	八幡西区	093-642-0115
戸畑区	093-881-0115				

一時保護が検討される重篤（じゅうとく）な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所）　093-881-4556

子どもに関する相談に24時間365日対応します	困りごとや悩みを抱える子どもや、子育てに対する不安を抱える保護者の相談を受け付けています
24時間子ども相談ホットライン 093-881-4152	親子のための相談LINE 受付時間 10：00～20：00 （年末年始は除く） LINEはこちらから ▶

※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心下さい。
※緊急の場合は、警察 110 番に通報してください。

発行元　北九州市子ども家庭局子育て支援課　〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1
TEL　093-582-2410　FAX　093-582-5145
北九州市印刷物登録番号第2312030B号
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

こども まんなか 北九州市

北九州市 子ども（ぎゃくたい）を虐待から守る条例

みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛（いた）ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みにじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めた**「北九州市子どもを虐待から守る条例」を議員提案により制定し、2019 年 4 月 1 日に施行しました。**

STOP!虐待! みんなで守ろう子どもの今と未来
「北九州市子どもを虐待から守る条例」のあらまし

目的

本条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とします。

基本理念

- 虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはならない。
- 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益や安全を最優先に考える。
- 何人も虐待を見逃さず、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努める。

虐待から子どもを守るために

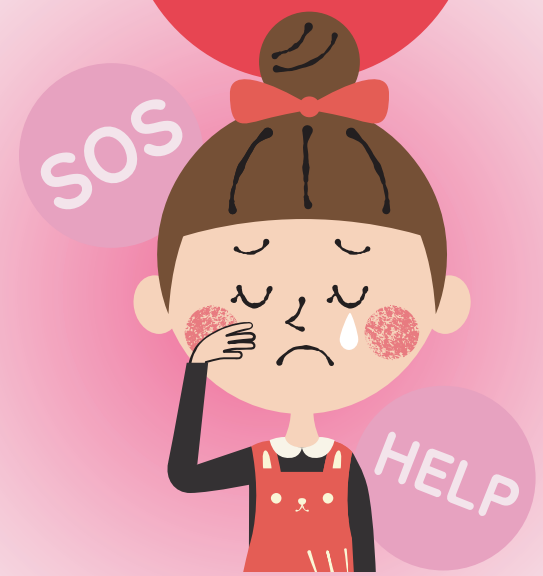

市の責務(第4条)

- 子ども及び保護者が孤立しない地域社会の形成に向けた活動への支援を行う。
- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先する。
- 虐待を受けた子どもの保護や支援に携わる人材の確保や育成に努める。
- 虐待の防止等のための調査研究や検証を行う。

市民の責務(第5条)

- 虐待の防止に努めるとともに、市が実施する施策への協力等に努める。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。

保護者の責務(第6条)

- 虐待を決して行ってはならない。
- 子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図るよう努める。
- 市が行う子どもの安全の確認や安全の確保に協力する。

未然防止(第12、13、14条)

- 市は、子育てに関する支援を充実させるよう努める。
- 市は、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、安全を確認できていない子どもの情報を把握し、子どもの安全の確認に努める。

関係機関等※の責務(第7条) ※学校、児童福祉施設、病院など

- 虐待の防止に努める。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。
- 児童養護施設は、その専門性を生かし、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努める。
- 学校その他の教育機関は、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずる。

事業者の責務(第8条) ※コンビニやタクシーの事業者など

- はいかいしている子どもへの声かけを行う。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する。

早期発見及び早期対応(第15、16条)

- 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図る。
- 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、当該通告に係る子どもを直接目視するなど安全の確認を行うための措置を行う。

虐待を受けた子ども等に対する支援(第17,18条)

- 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、支援を行う。
- 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行う。

子どもの虐待ってどんなことをいうの?

身体的虐待

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- 戸外に締め出す
- あざや火傷など外傷を負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

性的虐待

- 子どもへの性的行為(そそのかしを含む)
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体とする

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 衣食住の世話をしない
- 重大な病気になっても病院へ連れて行かない
- 乳幼児を家や車に放置する
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 保護者以外の人による虐待を放置する
- ひどく不衛生にする

心理的虐待

- 言葉による脅し・脅迫
- 拒否的な態度や無視
- きょうだい間で差別的な扱い
- 自尊心を傷つける言動
- 子どもの目の前で配偶者や家族に暴力や暴言を行う(面前DV)

子どもへの体罰は法律で禁止されています

第5条関係(市民の責務)

市民は条例の基本理念を理解し、虐待の防止に努めることや、通告義務について規定しています。
通告が子どもを虐待から守るだけでなく、子育てに悩む保護者への支援の出発点でもあることを、私たち市民は理解する必要があります。

第7条関係(関係機関等の責務)

「関係機関等」とは、児童虐待防止法第5条で「児童虐待を発見しやすい立場にある」学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師などです。
関係機関等のうち、虐待に対し高い専門性を持つ児童養護施設及び学校その他の教育機関の責務についても規定しています。

第8条関係(事業者の責務)

昼間学校に行かずに、または深夜にはいかいしている子どもに対して声かけを行うなど、事業者が業態に応じて虐待の兆候の把握に努めること、また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務について規定しています。

北九州市子どもを虐待から守る条例の全文はこちらから▶

あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るためには、情報提供（通告）がとても重要です！

「虐待かな…？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあれば、匿名でもかまいません。ためらわずにご連絡を!!

虐待かどうかはっきり分からないし、自分まで何か言われたらどうしよう？

連絡（通告）者は法律で守られます。
あなたが気づき、連絡（通告）することが、子どもを虐待から守り、子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

こんな時には、すぐお電話ください

あの子、もしかしたら、虐待を受けているのかしら…

子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…

近くに子育てに悩んでいる人がいる…

子ども虐待の相談・連絡先

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く
1 8 9
（通話料無料）

お住まいの地域の児童相談所につながります

比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー　受付時間 8：30～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

門司区 093-332-0115	小倉北区 093-563-0115	小倉南区 093-951-0115
若松区 093-771-0115	八幡東区 093-661-0115	八幡西区 093-642-0115
戸畑区 093-881-0115		

一時保護が検討される重篤な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所）　093-881-4556

子どもに関する相談に24時間365日対応します

困りごとや悩みを抱える子どもや、子育てに対する不安を抱える保護者の相談を受け付けています

24時間子ども相談ホットライン
093-881-4152

親子のための相談LINE
受付時間10：00～20：00
（年末年始は除く）
LINEはこちらから ▶

※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心ください。
※緊急事態の場合は、警察110番に通報してください。

監修：公立大学法人北九州市立大学　基盤教育センター・地域創生学群　寺田千栄子准教授
〈編集・発行〉北九州市子ども家庭局 子ども総合センター ☎093-881-6767

子どもを虐待から守るためのハンドブック

～北九州市子どもを虐待から守る条例～
～子どもの権利が守られる体罰等のない社会へ～

はじめに

北九州市では、市民が一丸となって、児童虐待のない子どもの安全と健やかな成長が守られる社会を実現するために「北九州市子どもを虐待から守る条例」を平成31年4月に施行しました。

この条例は、児童虐待により幼い命が失われる事件が全国的に後を絶たない中、市議会議員有志によるプロジェクトチームが検討を重ね案を作成し、市議会全会一致で成立したものです。

また、国においても令和2年4月から「しつけ」と称した子どもへの体罰を禁止することを法定化しました。

この背景の一つには、「しつけ」の名の下に行われる体罰がエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が多く見られたことがあります。

世界的にも、1979年にスウェーデンが初めて体罰を禁止し、2022年12月1日現在65か国が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。

このハンドブックには、「北九州市子どもを虐待から守る条例」と体罰によらない子育てについて記載しています。みんなで子育てを支援し、子どもの権利を守り、虐待・体罰のない社会を実現していきましょう。

「北九州市子どもを虐待から守る条例」の概要

※条文については、10頁～13頁をご覧ください。

前　文 （条例制定の趣旨及び決意など）	子どもには、幸せに生きる権利、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があることを明記し、市民が一丸となって子どもの命と育ちを守ることを宣言
条例制定の目的 （第１条）	子どもを虐待から守るための基本理念、責務、施策の基本的事項を定め、子どもの心身の健やかな成長に寄与するため施策を総合的に推進
条例の基本理念 （第３条）	人権侵害である虐待の禁止 子どもを虐待から守る施策の実施 虐待のないまちづくりの推進
市の責務 （第４条）	子ども及び保護者が孤立しない地域社会をつくるための活動の支援 虐待を受けた子どもの安全確保 虐待を受けた子どもの保護、支援に携わる人材確保や育成等 虐待防止等のための調査研究・検証
市民の責務 （第５条）	虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告 虐待防止及び市の施策への協力等
保護者の責務 （第６条）	虐待を決して行わないこと 子どもの人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図ること 市が行う子どもの安全確認及び安全確保への協力等
関係機関等の責務 （第７条）	虐待の防止及び市が行う安全確認への協力 一時保護解除後の地域における支援・見守り等
事業者の責務 （第８条）	はいかいしている子どもへの声かけなど虐待の兆候の把握 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告
通告受理機関の機能強化 （第10条・11条）	適切な虐待対応や自立支援のため児童相談所の体制整備及び人材確保 虐待早期発見のため福祉事務所の体制整備及び研修実施
未然防止 （第12～14条）	子どもや保護者への子育て支援及び情報提供の充実 乳児家庭全戸訪問事業等の活用 関係機関等への支援、連携、児童虐待防止推進月間（11月）の取組
早期発見・早期対応 （第15条・16条）	早期発見のため市民や関係機関、事業者との連携 通告があった場合の迅速な調査、安全確認、必要な措置及び支援 調査の結果、虐待でなかった場合の子ども及び保護者への支援
虐待を受けた子ども等に対する支援 （第17条・18条）	虐待を受けた子どもの専門的な治療及び心理療法等の支援 虐待を行った保護者への再発防止のための指導及び支援等
雑　則 （第19条・20条）	虐待を防止する施策を推進するための財政上の措置 虐待に係る状況の年次報告作成、議会報告、概要の公表

子どもの権利

基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約として、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」があります。1989年、国連総会で採択され、1994年日本も批准しました。条約では、大きく分けて以下の4つの権利をうたっています。

1．生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2．育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3．守られる権利

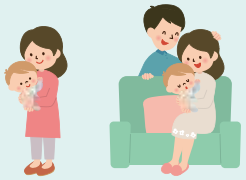

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4．参加する権利

家庭、学校、地域などあらゆる場面で自由に意見を表明できること。適切な情報提供等の支援を受けること。

児童福祉法等の改正により、令和2年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止されています。また、令和4年12月の民法の一部改正により、親権者の懲戒権が削除され、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止することが明確化されました。

体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～

（参考：厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」）

しつけと体罰は何が違うの？

しつけとは

●子どもの人格や才能等を伸ばし、社会で自立した生活を送れるよう子どもをサポートして社会性を育む行為です。

体罰とは

●たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

⚠ こんなことしていませんか

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを取ったので、罰としてお尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、罰として雑巾を顔に押しつけた

→　**これらは全て体罰です。**

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

体罰以外の子どもの心を傷つける行為

●著しく監護を怠る（ネグレクト）、子どもの前での配偶者等への暴力、著しい暴言や拒絶的な対応等は、虐待として禁止されています。

●怒鳴りつける、暴言、けなす、辱める、笑いものにする等の子どもの心を傷つける行為は、子どもの権利を侵害します。

⚠ こんなことしていませんか

- 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした

→　**子どもの心を傷つける行為です。**

なぜ体罰等はいけないの？

●**子どもの成長・発達に悪影響を与える**ことが、科学的にも明らかになっています。

	乳児期	幼児期	学齢期	思春期	大人
心身の不調	夜泣き・眠れない・眠りが浅い・頭が痛い・お腹が痛い など				
精神的な問題の発生	感情のコントロールが難しい・落ち着きがない・自傷行為 など	集中力が続かない・好奇心や意欲の低下 など			
攻撃性の増加	自分の気持ちを表現するのが難しい・怒りっぽい など				
行動面での課題	落ち着いて話が聞けない、約束が守れない など	対人的関係性の構築が難しい など			
親子関係の悪化	恐怖心・屈辱感・無力感・劣等感・基本的信頼感の欠如 など				

●体罰は、しばしばエスカレートし、**取り返しのつかない身体的外傷に至る**ことがあります。

●子どもは恐怖心から一時的に言うことを聞くかもしれませんが、何が悪いのかを理解できず、**根本的な解決がなされないまま、問題が悪化**していくことになります。

出所：北九州市立大学 地域創生学群 寺田千栄子ゼミにて作成

その後の適切な関わりや周囲の支援により、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています。**社会全体で、子どもが安心できる環境を整え**、早期に必要なケアを行うことが重要といえます。

参考：厚生労働省 「体罰等によらない子育てのために」

体罰等によらない子育てのために

体罰等をしてしまう背景

●**子どもの年齢や特性等**
- いつまでも泣き止まない
- 何度言っても言うことを聞かない
- 年齢に応じた発達や行動が見られない　等

●**保護者の心配事や負担感、孤独感等**
- 仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- 相談できる人やサポートしてくれる人がいない　等

●**保護者のこれまでの体験や周囲の言動等**
- 自分も体罰を受けて育った
- 叩かれないと他人の痛みがわからない、愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた
- 子どもが言うことを聞かないのは親が甘いからだと責められた　等

このような様々なことを背景に、しばしば体罰が用いられます。

保護者自身の工夫

●ストレスや、否定的な感情に気付き、認め、原因を振り返りましょう

●深呼吸したり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風に当たったりして気持ちを落ち着かせ、気分転換しましょう

●時には保護者自身が休むことも大切です。少しでもストレス解消につながりそうな自分なりの工夫をみつけましょう

●上手くいかないときは、周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってＳＯＳを出しましょう

子どもとの関わりの工夫

●子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

例：「このお菓子が食べたい」とだだをこねたら？
⇒ 「これが食べたいんだね」と受け止めた後「ご飯が食べられなくなるから今はがまんしよう」と諭す

●子どもが言うことを聞かない理由を考えてみましょう

保護者の気をひきたい、言われたことが理解できない、体調が悪いなど理由がわかれば冷静に対応方法が考えられます。

●子どもの年齢、成長・発達に応じた対応を心がけましょう

子どもによって成長・発達の状況に差があることを理解することが大切です。

●叱らなくてよい環境づくりを考えてみましょう

子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど環境を変えることでイライラが減ることも

例：子どもが片づけをしない
⇒ 何をどこに置くかわかるようにすると片づけやすい

●注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけましょう

例：時間的に可能なときは少し待ってみる
家から出て散歩する等場面を切り替え注意の方向を変えてみる
歌を歌いながら一緒に片づけるなど楽しくできる方法を考えてみる

●良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

例：「靴をそろえて脱いでいるね」「一人で洋服が着られたね」

●子どもが選べるように、複数の選択肢を提示してみましょう

子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

例：座って欲しい時に、「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

●肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

伝えるときは、行動に着目して穏やかに、近づいて、落ち着いた声で肯定的・具体的に話す。

例：「走らない」と怒鳴るのではなく、「歩こう」などと肯定的に声掛けする
（片づけをしないときなど）一緒に片付ける
挨拶など自分の行動で子どもにお手本を示す

子育てはいろいろな人の力と共に

子育ては、喜び、楽しさが得られる一方、不安や負担を感じることもあるもの。保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーにご連絡ください。

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8：30～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

専門の相談員が、家庭の心配ごとや子どもの養育上の問題等のいろいろな相談に応じます。

門司区	093-332-0115	小倉北区	093-563-0115	小倉南区	093-951-0115
若松区	093-771-0115	八幡東区	093-661-0115	八幡西区	093-642-0115
戸畑区	093-881-0115				

みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

児童虐待とは

身体的虐待
- 殴る、蹴る、たたく
- 戸外にしめ出す
- 激しく揺さぶる
- あざ・やけどなどの外傷を負わせる

など

性的虐待
- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする

など

ネグレクト
- 適切な食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 乳幼児を家や車に放置する
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 重い病気でも病院に連れて行かない

など

心理的虐待
- 言葉の脅し、無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で行う家族に対する暴力や暴言（面前DV）

など

通告は支援の出発点

～子どもを虐待から守るためには、情報提供（通告）がとても重要です～

傷やアザがある子どもから話を聞く（相談を受けた）ときは

- まず、子どもの傷、アザを心配する声かけ（「痛そうだね」「痛かったね」）をしましょう。
- 「これ、どうしたの？」などと子どもに聞きながら、他の場所もわかる範囲で見てみましょう。
- 「だれから」「何をされたか」を優先的に聞きましょう。時期（いつ）や期間（いつから、頻度）に関する質問は、年齢によっては答えられないので、無理をしないようにしましょう。
- 質問攻めにならないよう注意しましょう。子どもがうまく表現できなくても、急かさずに子どもの話を聞き、できるだけ子ども自身の言葉や表現を待ちましょう。
- 子どもの表情や仕草もよく観察しましょう。
- 「お父さん（お母さん）がしたんでしょ？」などの誘導するような質問や断定するような問いかけは避けましょう。
- 虐待が疑われる場合は、名前、通っている学校・保育所等、学年（または年齢）、住所など、子どもの特定につながる情報を可能な範囲で聞き取りましょう。
- 「誰にも言わないで」と言われたら、「あなたを守るためには、子どもを守る仕事をしている人に相談することが必要な場合がある」ことを伝えてください。
- 虐待の疑いがあれば、情報提供（通告）してください。

虐待に気付くためのチェックリスト

通告の際は、子どもの氏名、年齢（生年月日）、住所、虐待の内容、子どもの様子、保護者や家族の状況などをわかる範囲で構いませんので、教えてください。

子どもの様子	□	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）がある	一つでも当てはまったら、すぐに通告してください。
	□	家の外にしめ出されている	
	□	衣服や身体が極端に不衛生である	
	□	食事を与えられていない	
	□	深夜のコンビニ等をウロウロしたり、夜遅くまで遊んだりしている	
	□	いつも子どもの泣き叫ぶ声や叩かれる音、大人の怒鳴り声が聞こえる	
	□	極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少）	
	□	自ら保護を求めている、または家に帰りたがらない	
	□	季節に合わない服装をしている	虐待の可能性がありますので、相談してください。
	□	食事や友達の家で出されたおやつを異常にガツガツ食べる	
	□	ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない	
	□	気力がない、表情が乏しく活気がない（無表情）	
	□	態度がおびえていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする	
	□	保護者以外の大人に甘え、警戒心が過度に薄い	
保護者の様子	□	小さい子どもを置いたまま外出する	一つでも当てはまったら、すぐに通告してください。
	□	しつけと言って、子どもを叩いたり、蹴ったりする	
	□	「叩くのを止められない」など差し迫った訴えがある	
	□	子どもがケガや病気をしても病院に行かない、ケガ等について不自然な説明をする	
	□	地域で孤立している、支援に拒否的である	虐待の可能性がありますので、相談してください。
	□	子どもの養育に拒否的、無関心である	
	□	体罰や年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する	
	□	子どもに対して拒否的な発言をする	
	□	気分の変動が激しく、子どもや他人に感情をぶつける	
	□	子どもが夜間出歩くのを黙認する	

北九州市子どもを虐待から守る条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　通告受理機関の機能の強化（第10条・第11条）
第３章　未然防止（第12条―第14条）
第４章　早期発見及び早期対応（第15条・第16条）
第５章　虐待を受けた子ども等に対する支援（第17条・第18条）
第６章　雑則（第19条・第20条）
付則

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みにじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）子ども　18歳に満たない者をいう。

（２）保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

（３）虐　待　保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。

ア　子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ　子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ウ　子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ　子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）関係機関等　学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（５）通告　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による通告をいう。

（６）　通告受理機関　北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）第１条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）及び北九州市福祉事務所設置条例（昭和38年北九州市条例第35号）第１条第１項に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）をいう。

（基本理念）

第３条　虐待は、子どもの生命、生存及び発達に対する権利を侵し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、決してこれを行ってはならない。

２　子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

３　何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し、必要な支援を行うものとする。

２　市は、虐待への対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

３　市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。

４　市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を支援するため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

５　市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の２に規定する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

６　市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

７　市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

８　市は、子どもを虐待から守るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置その他の学校における組織的対応が可能となる体制の整備に努めるものとする。

９　市は、子どもを虐待から守るため、相談窓口の充実等によって、より相談しやすい環境整備に努めるとともに、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、第３条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めるものとする。

２　市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

３　市民は、通告が子ども及び保護者に対する支援の出発点であることを理解し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告をしなければならない。

４　市民は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第６条　保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長及び発達を図るよう努めなければならない。

２　保護者は、市が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

（関係機関等の責務）
第７条　関係機関等は、虐待を防止するよう努めるものとする。
２　関係機関等は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。
３　関係機関等は、児童福祉法第27条第１項第３号の措置又は同法第33条第１項若しくは第２項の規定による一時保護の解除により子どもが地域に戻ってきたときは、その子どもが安心して、かつ、安全に生活できるよう支援し、及び見守るよう努めるものとする。
４　児童養護施設は、その専門性を生かし、子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決のために、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努めるものとする。
５　学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。
（事業者の責務）
第８条　事業者は、はいかいしている子どもへの声かけを行うなど、虐待の兆候の把握に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告をしなければならない。
（情報の共有）
第９条　市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合は、その旨の情報を通告受理機関において適切に共有するものとする。
２　市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援の継続に必要な情報を書面等で、緊急性が高い場合は対面等で伝達し、必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。
３　市は、虐待を受けた子どもに係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

第２章　通告受理機関の機能の強化

（児童相談所の機能の強化）
第10条　市は、児童相談所において虐待を早期に発見し、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び人材の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けさせることにより人材の育成に努めるものとする。
（福祉事務所の機能の強化）
第11条　市は、福祉事務所において虐待を早期に発見できるよう、必要な体制の整備及び職員の研修に努めるものとする。

第３章　未然防止

（虐待の未然防止）
第12条　市は、虐待の未然防止に当たり、市民、関係機関等及び事業者と連携して子ども及び保護者に対する子育てに関する支援を充実させるよう努めるとともに、保護者に対し、情報の提供及び相談に係る取組を適切に行うものとする。
２　市は、小学校就学前の子どもへの虐待の未然防止に当たり、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、専門的知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うとともに、より有効な支援の在り方についての調査研究及び検証を行うよう努めるものとする。
３　市は、予期しない妊娠など親になる準備の不足や出産後の予測できない事情に起因する虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び育児に関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。
（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）
第13条　市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、児童福祉法第６条の３第４項の乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第１項及び第13条第１項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査（以下「乳幼児健診等」という。）を活用するとともに、より有効な活用のあり方についての調査研究及び検証に努めるものとする。
２　市は、虐待の未然防止に当たり、乳幼児健診等の未受診、幼稚園への未就園、保育所への未入所、小学校等への不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、安全を確認できていない子どもの情報を把握し、当該職員をして速やかに子どもを目視させること等により、当該子どもの安全の確認に努めるものとする。
（児童虐待防止推進月間）
第14条　市は、市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。
２　児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。
３　市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第４章　早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）
第15条　市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図るものとする。
（通告に係る対応）
第16条　市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第８条第１項又は第２項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。他の地方公共団体で支援を受けていた子ども及び保護者について当該地方公共団体から当該支援の継続に必要な情報の伝達を受けた場合も、同様とする。
２　市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第１項及び第２項の規定により、必要に応じ迅速かつ適切に警察の援助を求めなければならない。
３　市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
４　市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
５　市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第５章　虐待を受けた子ども等に対する支援

（専門的な治療、心理療法等の支援）
第17条　市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援を行うよう努めるものとする。
（虐待を行った保護者に対する指導及び支援）
第18条　市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。
２　保護者は、前項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

第６章　雑則

（財政上の措置）
第19条　市は、子どもの虐待を防止するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（市長の報告）
第20条　市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

付　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

こども まんなか 北九州市

夫婦げんか…
子どもが見て👀いませんか？

子どもの前での夫婦げんか、パートナーや家族への暴力・暴言は
面前DV（ドメスティックバイオレンス）と呼ばれ、子どもの心を傷付けてしまいます。
面前DVは、子どもの健やかな成長や発達に影響する場合もあり、心理的虐待にあたります。

子どもの前での **夫婦げんか** や
家族への暴力・暴言 があるとこんな心配が・・・

常に緊張感を強いられ
安心感が育たない、他者を信頼できない
と言われています

「自分は何もできない」
「親を守ることができない」
という**自責感や無力感を感じることがあります**

子どもが別の部屋にいたり、寝ていても、けんかの雰囲気が伝わることがあります

まだ分からないと思われがちな赤ちゃん（胎児）にも影響します

目から情報を処理する脳の部分が他の人に比べて小さくなると言われています

脳の成長に悪影響を及ぼします

子ども自身が
暴力の加害者や被害者になる可能性
が高くなります

面前DVに係る児童虐待相談対応件数
（北九州市）

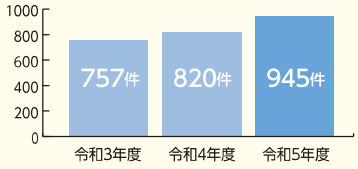

男女共同参画局ホームページ
特集
DVと児童虐待 ▶

大人でもけんかすることありますよね。

子どもの前でのけんか（暴力・暴言）になりそう… そんなときは

- **口論になったら、いったん離れて、冷静になる。**
- **意見が合わないことで話し合いをする時には、なるべく大人だけの場所や時間帯を選ぶ。**

など工夫してはいかがでしょうか。
困った時は家族だけで抱え込まず、SOSを出してください。

北九州市では、お子さんの健やかな成長を願っております。
夫婦関係での悩みや困ったことがある場合は、ご相談ください。
（相談は裏面の各区子ども・家庭相談コーナーへ）

北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 ☎(093)582-2082

体罰等によらない子育てを広げよう！

体罰は、法律で禁止されています。

これらはすべて「体罰」といって、
法律で禁止されている行いです。

たたく・ける

長時間の正座

どこかに
とじこめられる

こんなことも、子どもの権利を
侵害する行いです。

民法第821条
監護教育に際し、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、**体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。**

無視される

きょうだいと
比べてけなす

産まれてきたこと
を否定される

あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るためには情報提供（通告）がとても重要です！

「虐待かな…?」虐待かどうか分からなくても少しでも疑いがあれば、匿名でもかまいません。
ためらわずにご連絡を‼

■相談先

児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

いち はや く
189

お住まいの
地域の児童
相談所に
つながります

比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー　受付時間 8：30～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

門司区	093-332-0115	小倉北区	093-563-0115	小倉南区	093-951-0115
若松区	093-771-0115	八幡東区	093-661-0115	八幡西区	093-642-0115
戸畑区	093-881-0115				

一時保護が検討される重篤な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所）　093-881-4556

子どもに関する相談に24時間365日対応します	困りごとや悩みを抱える子どもや、子育てに対する不安を抱える保護者の相談を受け付けています
24時間子ども相談ホットライン 093-881-4152	親子のための相談LINE 受付時間 10:00～20:00（年末年始は除く） LINEはこちらから▶

※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心下さい。
※緊急の場合は、警察 110 番に通報してください。

北九州市
ヤングケアラー相談支援窓口

「子どもの子どもらしい生活のために」

なんでも話してみて

【専用電話】093-482-6577
【専用FAX】093-482-6578
【専用メール】young_carer@kitafj.or.jp
【住　　所】北九州市ウェルとばた2階　北九州市戸畑区汐井町1番6号
【相談受付】火曜日～土曜日（10:30～18:30）
（日曜日、月曜日、祝日、年末年始はお休み。※月曜日が祝日の場合は、その翌日もお休みです。）
相談無料（ただし、通話料は電話をかけた方の負担になります。）

お気軽にご連絡ください

子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があります。

●北九州市ホームページ
ヤングケアラーについて
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700347.html

●こども家庭庁
ヤングケアラー特設サイト
https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/

●北九州市ヤングケアラー相談支援窓口
インスタグラムアカウント
https://www.instagram.com/youngcarer_kitaq?igsh=MXB2ZmfsM3RmNmRhng==

北九州市ヤングケアラー相談支援窓口は皆さんを応援します

家族を支えている子どもたち、そのご家族、そんな子どもたちを支援している方々、
よかったらお話してみませんか？

- 悩みを相談したい
- 家族の支援が大変
- 使えるサービスがないか知りたい
- ヤングケアラーの対応について知りたい
- とにかく話を聞いてほしい など

対象　北九州市内在住のヤングケアラーと家族、関係機関

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています（子ども・若者育成支援推進法）。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。